

東京都福祉サービス第三者評価  
認証評価機関 各位

東京都福祉サービス評価推進機構  
公益財団法人東京都福祉保健財団  
福祉情報部長 中村 佳市  
(印章省略)

福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第9号に定める  
「必要なフォローアップ研修」について（通知）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、下記のとおり定めたので通知します。

なお、平成26年8月1日付26財情報第646号「福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第9号に定める『必要なフォローアップ研修』について（通知）」は、この通知をもって廃止します。

#### 記

#### 1 「必要なフォローアップ研修」の種類

- (1) フォローアップ研修（共通コース）（以下「共通コース」という。）
- (2) フォローアップ研修（専門コース）（以下「専門コース」という。）

#### 2 受講頻度

- (1) 共通コースは、毎年度受講すること。
- (2) 専門コースは、評価者養成講習受講年度ごとに評価推進機構（以下「機構」という。）が別表に定める3年間に1回は受講すること。  
ただし、専門コースを受講する際には、当該年度の共通コース受講を必須とする。

#### 3 未受講者の取扱い

未受講者については、福祉サービス第三者評価 評価者名簿登載要領第5条第1項第3号の規定に基づき、次のとおり評価者名簿から抹消する。

- (1) 共通コース・・・ 当該年度の4月1日付で抹消
- (2) 専門コース・・・ 次年度の4月1日付で抹消

#### 4 その他

評価活動の休止に伴うフォローアップ研修の受講免除等の取扱いは、「評価者の評価活動休止に係る取扱要項」及び「フォローアップ研修の受講免除に係る取扱要項」の定めるところによる。

(別表)

【フォローアップ研修（専門コース）受講の3年間の区切り方】

機構は、フォローアップ研修（専門コース）受講の3年間の区切り方について、評価者養成講習の受講年度ごとに下表のとおり定める。

なお、該当期間内にフォローアップ研修（専門コース）を1回以上受講しなかった場合、評価者名簿から抹消されることになるので、計画的に受講するように留意すること。

《平成27年度フォローアップ研修（専門コース）受講の3年間の区切り方》

評価者養成講習 修了者番号 (養成講習受講年度)	H02****, H03****, H04**** H07****, H10****, H13**** (平成14, 15, 16, 19, 22, 25年度)	H05****, H08**** H11****, H14**** (平成17, 20, 23, 26年度)	H06****, H09**** H12**** (平成18, 21, 24年度)
3年間の区切り	平成26年度～28年度 (2014年4月～2017年3月)	平成27年度～29年度 (2015年4月～2018年3月)	平成25年度～27年度 (2013年4月～2016年3月)

《平成28年度フォローアップ研修（専門コース）受講の3年間の区切り方》

評価者養成講習 修了者番号 (養成講習受講年度)	H02****, H03****, H04**** H07****, H10****, H13**** (平成14, 15, 16, 19, 22, 25年度)	H05****, H08**** H11****, H14**** (平成17, 20, 23, 26年度)	H06****, H09**** H12****, H15**** (平成18, 21, 24, 27年度)
3年間の区切り	平成26年度～28年度 (2014年4月～2017年3月)	平成27年度～29年度 (2015年4月～2018年3月)	平成28年度～30年度 (2016年4月～2019年3月)

《平成29年度フォローアップ研修（専門コース）受講の3年間の区切り方》

評価者養成講習 修了者番号 (養成講習受講年度)	H02****, H03****, H04****, H07**** H10****, H13****, H16**** (平成14, 15, 16, 19, 22, 25, 28年度)	H05****, H08**** H11****, H14**** (平成17, 20, 23, 26年度)	H06****, H09**** H12****, H15**** (平成18, 21, 24, 27年度)
3年間の区切り	平成29年度～31年度 (2017年4月～2020年3月)	平成27年度～29年度 (2015年4月～2018年3月)	平成28年度～30年度 (2016年4月～2019年3月)

以下、平成30年度以降も同様の区切り方とする。